

社会福祉法人大原福社会 役員及び評議員の報酬並びに 費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大原福社会(以下「法人」という。)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づきおかれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づきおかれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬等を支給する。
- 3 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 4 評議員の報酬については、定款第9条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員

ア 報酬は、別表第1「常勤役員の報酬の上限額」のとおりとし、理事会において定めるものとする。

イ 賞与は、別表第2「常勤役員の賞与の上限額」のとおりとし、理事会において定めるものとする。

ウ 通勤手当を支給することができる。支給額については、職員給与規定の例による。

エ 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない。

(2) 非常勤役員

報酬は、別表第3、別表第4「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

(3) 評議員

報酬は、別表第5「評議員の報酬」に定める金額とする。

(支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、理事会で定めるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席の都度、支給する。なお、理事長(理事

長が非常勤の場合)に対する報酬の支給時期等は、評議員会において別に定めるものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法)第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別途、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

別表第1 常勤役員の報酬の上限額

一人につき年20万円(職員兼務の場合は、支給しない)

別表第2 常勤役員賞与の上限額

一人につき年10万円(職員兼務の場合は、支給しない)

別表第3 非常勤役員の報酬(職員兼務の場合は、支給しない)

理事会及び評議員会の出席等の都度(監事の監査を除く)

一人一律 7,000円

監事の監査 一人一律 10,000円

別表第4 非常勤役員のうち理事長の報酬年50万円以内(理事長が非常勤の場合)

別表第5 評議員の報酬

評議員会出席等の都度 一人一律 7,000円

参 考 理事退職時に年3,000円×在職年数の金額を支払い、月数は切り捨てる。

評議員退職時に年2,000円×在職年数の金額を支払い、月数は切り捨てる。